

労基署だより

平成21年5月19日発行
船橋労働基準監督署

平成21年度船橋労働基準監督署の行政の展開について

- 平成20年における一般労働条件の状況
 - 相談状況…相談件数：5,164件（労働条件、民事上の紛争、いじめ・嫌がらせ等）
 - 申告状況…申告件数：372件（定期賃金不払い、サービス残業、解雇手続き等）
 - 監督結果…労働時間、就業規則、割増賃金、労働条件の明示等に違反多い
- 平成21年度の一般労働条件対策
監督対象…労働時間管理が曖昧である事業場、遵法状況に問題があると疑われる事業場、申告・相談の多い業種、最低賃金に問題があると疑われる事業場等
- 平成20年における安全衛生の状況
 - 死傷災害…下記のとおり
 - 健康診断…一般健診有所見率 47.63%（血中脂質、肝機能、血圧心電図等有所見多い）
 - 労災請求…平成20年度 脳・心臓疾患（県内の37%受理）精神疾患（同31%）
- 平成21年度 of 安全衛生対策
 - 災害多発業種に対する監督指導の実施
 - 過重労働・メンタルヘルス・職業性疾病等予防対策の推進

労働災害発生状況

平成19年は、当署管内で11名の労働者が仕事に命を落としました。平成20年は20名の命が失われています。

管内の業種別・発生前別休業4日以上 of 労働災害による死傷者数は次のとおりです。

業種	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
製造業	384 (2)	279 (3)	338 (4)	328 (3)	315 (4)
建設業	200 (7)	180 (3)	206 (4)	179 (5)	185 (6)
運輸・貨物業	286	296 (3)	267 (2)	297	326 (4)
卸・小売業	191	154 (1)	171	178 (2)	153 (2)
その他	375 (5)	319 (3)	419 (2)	480 (1)	567 (4)
計	1,436 (14)	1,228 (13)	1,401 (12)	1,462 (11)	1,546 (20)

* () 内は死亡者数であり内数。

労働安全衛生規則等の一部が改正されました

- 結核健康診断の廃止（平成21年4月1日施行）
- 足場の作業床からの墜落防止措置の拡充、足場の作業床からの物体の落下防止措置の新設、架設通路・作業構台からの墜落防止措置の拡充（平成21年6月1日施行）
- 足場及び作業構台の点検及び記録の作成と保存（平成21年6月1日施行）
- 石綿障害予防規則の一部改正もあり、平成21年4月1日から施行
詳しくは署にお尋ねください

労働基準法の一部が改正されました

- 1 1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率が50%となります(ただし中小企業は当分の間猶予)。改正法による割増賃金の引き上げ分(25%分)の支払に代えて、有給の休日付与も可能です。
- 2 1か月45時間を超え60時間までの時間外労働に対する割増賃金率は、25%を超える率とするよう努力義務が課せられます。
- 3 年次有給休暇について労使協定により、1年に5日分を限度に時間単位で取得できるようになります。
- 4 施行期日は、平成22年4月1日

厳しい経済情勢下での労務管理のポイント

1 解雇・雇止め

(1) 法律による解雇の禁止

労働基準法 第3条、第19条、第104条

労働組合法 第7条

男女雇用機会均等法 第6条、第9条

育児・介護休業法 第10条、第16条

パートタイム労働法 第8条

公益通報者保護法 第3条

(2) 解雇の効力(有効・無効、有効性)

労働契約法 第16条、第17条

(3) 整理解雇

必要性、回避努力、人選の合理性、手続きの妥当性などを考慮

(4) 有期労働契約の雇止め

厚生労働大臣告示「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」

2 労働条件の変更

(1) 合意による変更

労働契約法 第8条

(2) 就業規則による変更(合理性と労働者への周知)

労働契約法 第9条、第10条

詳しくは、船橋労働基準監督署または船橋労働基準協会相談コーナーへご相談ください。

保健指導、健康相談機関

長時間労働者への医師による面接指導、メンタルヘルスの進め方、生活習慣病の予防方法など50人未満の事業場(企業規模ではありません)は、船橋地域産業保健センターにご相談ください(無料)。(☎047-424-9322)

労働災害事例（平成20年）

船橋労働基準監督署

- 1 天井裏で200V 屋内配線に照明器具を取り付けるため、配線の長さが足りず配線を延長しようとして作業にかかったところ感電し死亡したもの。
原因…①活線のまま絶縁手袋を着用しないで作業したこと。
②他の業者が近くで照明を必要とする作業を行っており、連絡調整がされないまま作業にかかったこと。
③作業者に対し電気に関する教育がされていなかったこと。
- 2 クレーンで鉄板を運んでいたところ、鉄板が崩れクレーンを運転していた作業者に落下し死亡したもの。
原因…①長尺物の鉄板20枚を鉄板の中央部をハッカーで吊っていたこと。
②走行方向に安全な通路が確保されていないままクレーン操作を行ったこと。
- 3 高さ2.8mの構造物の塗装を脚立上で行っている時墜落し死亡したもの。
原因…①墜落防止措置がないまま脚立上で作業していたこと。
②作業床が付いている作業台等を使用できたのに使用しなかったこと。
- 4 ウイング付きトラックのウイング用シリンダー付近からの油漏れの点検を行っていた時、ウイングが降下し頸部を挟まれ死亡したもの。
原因…①ウイングに安全支柱等を使用しないまま作業したこと。
②ウイングの油圧シリンダー用ホース接続金具が損傷しており、油漏れが生じていたこと。
③点検作業内容の具体的指示が徹底されていなかったこと。
- 5 鋼材上でつる草を刈っていたところ墜落し死亡したもの。
原因…①墜落防止措置を講じないまま鋼材上で作業したこと。
②鋼材上につる草が伸びるまで草刈りを行わなかったこと。
- 6 トラッククレーンにより仮設屋根を運搬中、強風によりクレーンが転倒したもの。（人災なし）
原因…①クレーンで荷を吊り上げたまま走行したこと。
②強風下でクレーン作業を行ったこと。
- 7 荷の積み降ろし作業を行うプラットホーム（高さ1m）から墜落し死亡したもの。
原因…①歩行用通路の表示がされていなかったこと。
②保護帽の着用をしていなかったこと。
③作業者の血圧に異常所見があったこと。